

## インバランス等収支計算書

2023年4月 1日から  
2024年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	35,316	営業収益	32,799
地帯間購入電源費	6,826	地帯間販売電源料	8,184
(インバランス対応取引費用)	1,582	(インバランス対応取引収益)	1,973
(インバランスネットティング費用)	3,967	(インバランスネットティング収益)	4,583
(広域運用調整電力量に係る費用)	1,276	(広域運用調整電力量に係る収益)	1,627
他社購入電源費	24,258	他社販売電源料	8,566
(インバランス対応取引費用)	5,433	(インバランス対応取引収益)	8,566
(インバランスの買取りに係る費用)	18,824	(追加供給電力量に係る収益)	-
(追加供給電力量に係る費用)	-	(追加供給力に係る収益)	-
(追加供給力に係る費用)	-	託送収益	13,626
社内取引費用	4,232	接続供給託送収益	13,626
(インバランス対応相当額取引費用)	-	(インバランスの供給に係る収益)	13,626
(インバランスの買取相当額取引費用)	4,232	(インバランスリスク料に係る収益)	170
		(インバランス調整に係る収益)	-
		社内取引収益	2,421
		(インバランス対応相当額取引収益)	-
		(インバランスの供給相当額取引収益)	2,421
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	119
特別損失	-	特別利益	-
(インバランス調整に係る費用)	-	(インバランス調整に係る収益)	-
インバランス等取引利益(インバランス等取引損失)	△ 2,517		

(記載注意)

1. 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- (4) インバランスの供給に係る電力量(kWh)及びインバランスの買取りに係る電力量(kWh)
- (5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額

2. インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。

(注1) インバランス等収支計算書の算定

財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は見積値により計上している。

なお、2023年度における確定値は、営業費用35,464百万円(地帯間購入電源費6,826百万円、他社購入電源費24,406百万円、社内取引費用4,232百万円)及び営業収益33,141百万円(地帯間販売電源料8,184百万円、他社販売電源料9,140百万円、託送収益13,394百万円、社内取引収益2,421百万円)である。

(注2) インバランス等収支計算書におけるインバランスの供給に係る電力量は1,205百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は2,022百万kWhである。

(注3) 2023年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は1,181百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は2,010百万kWhである。

(注4) インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バランシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。

(注5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額は△222百万円である。